出席停止についてのお知らせ

学校において法令の定めるところにより、感染症予防上必要があるときは、生徒の出席停止を指示することになっています。出席停止の期間は特別欠席に係る取り扱いとなり、その措置をとるにあたっては医師の証明が必要です。病状が回復し登校するときには、必ず医師の診断を受け、証明書又は診断書を学校に提出してください。

<学校において予防すべき感染症の種類>

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、
	ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリア,重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属
	SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイル
	ス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。)
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。) 百日咳, 麻しん, 流行性耳下腺炎, 風
	しん,水痘,咽頭結膜熱,結核,髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、
	急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ 出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差があります。十分休養したうえで医師の診察を受け、医師から治癒したと診断されてから登校するように留意してください。

証 明 書

年	組	生徒名						
病 名								
出席停止期間	<u>平成</u>	; 年	月	日 ~	· 平成	年	月	且
平成	年	月	日					
	医療機関	名						钔